

県下一斉無料相談会

【相続登記の申請義務化に向けた「全国一斉『遺言・相続』相談会」(日本司法書士会連合会)】

日時：令和6年 **2月17日(土)** 10:00~16:00
受付開始 9:30

無料相談

予約不要

※当日の相談者多数の場合、会場によっては長時間お待ちいただく場合や、整理券を配布させていただく場合がございます。

相談時間は1組様30分までとなります。(時間厳守)

宮崎県内の司法書士が、皆様とのご面談により様々なご相談をお受けします。

相談事例

- ・相続登記が義務化されると聞いて心配。
- ・相続登記の進め方について知りたい。
- ・遺言をどう書けば良いのかわからない。
- ・認知症の親のために成年後見制度について相談したい。
- ・会社、法人の登記の記載内容を変更したい。
- ・消費者金融への返済が困難であるので相談したい。

注意事項：各種感染症予防のため、当日体調の悪い方はご来場をお控えください。

相談会場

宮崎地区

宮崎県立図書館

(2F 研修ホール)

宮崎市船塚三丁目 210 番地 1

都城地区

未来創造ステーション

(都城市立図書館広場側 2階)

都城市中町 16 街区 15 号

延岡地区

延岡市川中

コミュニティセンター

延岡市桜小路 360 番地 2

日向地区

日向市立中央公民館

日向市中町 1 番 31 号

高鍋地区

高鍋商工会館(大ホール)

高鍋町大字上江 8335 番地 2

日南地区

日南市生涯学習センター

(まなびピア 2階会議室 3 及び 4)

日南市木山 2 丁目 4 番 44 号

小林地区

小林市社会福祉協議会

(1F 第 1 会議室)

小林市細野 367 番地 1

お問い合わせ先

宮崎県司法書士会

TEL.0985-28-8538

各会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。



宮崎県司法書士会
ホームページ

法務局からのお知らせ

法律が改正され、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。法務局では、相続登記を促進するため、遺言書保管制度や法定相続情報証明制度など各種制度の運用を開始しています。

相続登記はお済みですか？

(法務省HPリンク)



相続登記が義務化されます！

相続登記義務化 法務省

検索

令和6年4月1日から相続登記が以下のとおり義務化されます。

- ◎相続(遺言)によって不動産の所有権を取得した相続人は、その**所有権の取得を知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。
- ◎正当な理由なく義務に違反した場合は過料が科される可能性があります。
- ◎令和6年3月31日までに発生した相続についても適用されます。

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



～あなたの相続手続きを応援します～

(法務省HPリンク)



法定相続情報証明制度

法定相続情報 法務省

検索

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局に必要な書類(戸籍など)を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

- ◎証明書により、不動産の相続登記や被相続人(亡くなった方)名義の預金の払戻しなど、各種手続きで戸籍書類一式の提出が省略できます。
- ◎手数料は無料です。

あなたの遺言書、法務局が保管します

(法務省HPリンク)



自筆証書遺言書保管制度

遺言書保管 法務省

検索

遺言書保管制度は、ご自身が作成した遺言書(自筆証書遺言書)を法務局に預ける制度です。

相続による争いを防ぎ、相続開始後は、相続人の方々が相続手続きをスムーズに進めることができます。

- ◎安心 遺言書の改ざんや紛失を防ぎます。
- ◎簡単 家庭裁判所の検認が不要です。
- ◎親切 遺言書の存在を相続人等にお知らせします。



遺言書ほかんガル

詳しくはお近くの法務局へおたずねください

宮崎地方法務局

〒880-8513 宮崎市別府町1番1号 TEL0985-22-5124